

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年9月7日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋換気空調系主蒸気隔離弁室局所空調機（1台）の結露水排水配管の詰まりによるドレン受け皿からの水のリークが認められたため、当該配管を点検・清掃及び床面を清掃	G III	
2	1号機	原子炉建屋1階主蒸気隔離弁室内床ドレンファンネル（1箇所）の床面との隙間より、同建屋地階トラス室への水の滴下が認められたため、当該床ドレンファンネル設置部を点検・修理	G III	
3	2号機	タービン建屋地階復水脱塩装置再生塔室（堰内）において、点検対象弁取り外し箇所の配管開口部より水のリーク（約100リットル、汚染なし）が認められたため、原因調査及び対応検討	G III	
4	2号機	廃棄物処理系増設地下貯蔵設備建屋作業室のエリア放射線モニタ装置（1台）に指示値不良が認められたため、当該モニタ装置を点検・調整	G III	
5	3号機	非常用ディーゼル発電機（B）ターニング装置の駆動レバーの操作中、当該駆動レバー部分が破断したため、当該駆動レバーを交換	G III	
6	5号機	復水脱塩装置脱塩塔（No. 8）の廃液出口弁に閉動作不良（自動全閉不可）が認められたため、原因調査及び対応	G III	
7	5号機	気体廃棄物処理系排ガス復水器（B）の冷却水配管に設置されている安全弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
8	6号機	復水脱塩装置廃液サンプポンプ（A・B）のシール水入口弁（2台）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	9月21日再審議にて号機等変更5号機→6号機
9	6号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）逆洗弁の出口側排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	G III	11月18日再審議にて号機等変更5号機→6号機
10	6号機	原子炉冷却材浄化系逆洗空気用急速開閉弁（B）駆動部の点検において、エアフィルタのドレン弁よりエアリーク（かに泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
11	6号機	主復水器（B-1）冷却管の渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨管（3本）が認められたため、当該冷却管に閉止栓を取付け	G III	
12	6号機	定期事業者検査「配管肉厚測定検査（T2）」における検査対象（所内ボイラ用給水系配管）の測定値に、「必要最小厚さ」に満たないもの（2箇所）が確認されたため、検査を一時中断し、再評価	G II	
13	6号機	主タービン湿分分離器（A・B）レベルスイッチ（3台）の点検において、レベル検出用フロートステム部に損傷が認められたため、当該部を交換	G III	
14	6号機	高圧復水ポンプ（B）の点検において、メカニカルシール部カバー取付ボルト部のケーシング側雌ネジのネジ山に損傷が認められたため、対応検討	G III	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	6号機	主タービンシール蒸気系蒸化器ドレンタンク用レベルスイッチの点検において、シール用リング止めネジ部（4箇所中1箇所）に締付け不良が認められたため、当該ネジ部を修理	G III	
16	6号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A） 低圧主蒸気止め弁の浸透探傷検査において、ストレーナ溶接部に線状指示模様が認められたため、当該部を補修溶接	G III	
17	6号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A） 上下半パッキンケースの浸透探傷検査において、当該ケース嵌合部に線状指示模様が認められたため、当該部を補修溶接	G III	
18	6号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A） 上半パッキンケースの点検において、当該ケース固定用ボルト（1本）に劣化が認められたため、当該ボルトを交換	G III	
19	6号機	所内ボイラ（B）の起動時、蒸気流量検出器取付けフランジ部に凝縮水の微小リーク（1秒間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	